

第二百一回 参議院 総務委員会 会議録 第十一号

令和二年四月十四日(火曜日)

午後零時三十二分開会

委員の異動

四月一日

辞任 森屋 宏君

蓮 舫君

安江 伸夫君

四月六日

辞任 滝波 宏文君

徳茂 雅之君

四月七日

辞任 佐藤 啓君

世耕 弘成君

渡辺 猛之君

出席者は左のとおり。

委員長 若松 謙維君

理事 徳茂 雅之君

堀井 巖君

江崎 孝君

森本 真治君

山本 博司君

石井 正弘君

進藤金日子君

滝波 宏文君

二之湯 智君

野上浩太郎君

長谷川 岳君

松下 新平君

補欠選任 世耕 弘成君

吉田 忠智君

西田 実仁君

補欠選任 渡辺 猛之君

佐藤 啓君

補欠選任 徳茂 雅之君

森屋 宏君

滝波 宏文君

三浦 靖君

森屋 宏君

山本 順三君

小林 正夫君

難波 奨二君

増子 輝彦君

吉川 沙織君

吉田 忠智君

西田 実仁君

片山虎之助君

柳ヶ瀬裕文君

伊藤 岳君

高市 早苗君

佐藤 研資君

事務局長(若松謙維君) ただいまから総務委員会

を開会いたします。

委員の異動につきまして御報告いたします。

去る一日、安江伸夫君及び蓮舫君が委員を辞任

され、その補欠として西田実仁君及び吉田忠智君

が選任されました。

○委員長(若松謙維君) 理事の補欠選任につきま

してお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若松謙維君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に徳茂雅之君を指名いたしま

す。

○委員長(若松謙維君) 電波法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。高市総務

大臣。

○国務大臣(高市早苗君) 電波法の一部を改正す

る法律案につきまして、その提案理由及び内容の

概要を御説明申し上げます。

ソサエティー五・〇の実現に向けて、我が国の

あらゆる社会経済活動の基盤となる電波の有効利

用を促進するため、電波有効利用促進センターの

業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対

象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しな

い無線設備に関する催告等に関する制度の整備及

び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利

用料の使途の特例に係る期限の延長の措置を講ず

る必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説

明申し上げます。

第一に、電波有効利用促進センターの業務とし

て、他の無線局と周波数を共用する無線局を当該

他の無線局に妨害を与えずに運用するために必要

な事項について照会に応ずる業務を追加すること

としております。

第二に、特定基地局開設料の額を開設計画に記

載しなければならぬ特定基地局として、移動受

信用地上基幹放送をする特定基地局を追加するこ

としております。

第三に、電波法に定める技術基準に適合しない

設計に基づき製造又は改造された無線設備が、他

の無線局に対して妨害を与えた場合に加え、妨害

を与えるおそれがあると認められるときも、総務

大臣が、その無線設備の製造業者、輸入業者又は

販売業者に対して催告を行うことができるなどの

規定を整備することとしております。

第四に、衛星基幹放送の受信環境の整備に関す

る電波利用料の使途の特例について、平成三十二

年三月末までとされている期限を令和四年三月末

まで延長することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととし

ております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から施

行することとしておりますが、特定基地局開設料

に関する制度の対象となる特定基地局の追加及び

衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用

料の使途の特例に係る期限の延長は公布の日か

ら、電波有効利用促進センターの業務の追加は令

和三年四月一日から施行することとしておりま

す。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要

であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りま

すようお願い申し上げます。

○委員長(若松謙維君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日

はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の十二第二項中「第五号及び」を削る。

第二十七条の十三第二項中「第七号」を削り、同条第八項中「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画のものを除く。」を削る。

第二十七条の十五第二項第五号二中「第十八条第一項又は第二項」を「第十八条」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「高周波利用設備」の下に、「第百二条の十一第四項(適正な運用の確保が必要な無線局)」を加える。

第百二条の十一第二項中「無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた」を「次の各号に掲げる」に改め、「その妨害が第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じた」と認められ、かつ「を削り、「当該設計」を「当該各号に定める設計」に、「当該技術基準」を「第三章に定める技術基準」に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたことを認めるとき 当該無線設備に係る設計
- 二 無線設備が第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造されたものであると認められる場合において、当該無線設備を使用する無線局が開設されたならば、当該無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあると認めるとき 当該無線設備に係る設計

第百二条の十一第四項中「混信その他の妨害を

与えられた」を「その運用に重大な悪影響を与えられるおそれがあると認められる」に改め、「行う無線局の下に」その他のその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるもの」を加える。

第百二条の十七第二項第一号中「周波数の指定の変更等」を「又は無線局に関する事項の変更」に改め、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 他の無線局と同一の周波数の電波を使用する無線局を当該他の無線局に混信その他の妨害を与えないように運用するに際して必要とされる事項について、照会に応ずること。

第百二条の十七第四項中「第二項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第五項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「又は第二号」を「から第三号までのいずれか」に、「に掲げる業務」を「又は第二号に掲げる業務」に改める。

附則第十六項中「平成三十一年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七条の十二第二項の改正規定、第二十七条の十三第二項及び第八項の改正規定、第二十七条の十五第二項第五号二の改正規定並びに附則第十六項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日
- 二 第百二条の十七第二項、第四項及び第五項の改正規定 令和三年四月一日

(準備行為等)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日前において、この法律による改正後の電波法(以下この条において「新法」という。)第百二条の十一第四項の規定による総務省令の制定又は改廃の

ために、電波監理審議会に諮問することができる。

2 新法第百二条の十七第五項において準用する新法第三十九条の五第一項の認可を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、同項の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、新法第百二条の十七第五項において準用する新法第三十九条の五第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた業務規程は、当該施行の日において、同項の認可を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。